

木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託 仕様書

1. 目的

本市では、平成26年3月の基本構想の改訂に合わせ、それまでの「木更津市地域情報化計画」を新たに「木更津市地域情報化推進プラン」として策定し、高度情報化社会に対応したまちづくりを総合的、体系的に進めてきました。

このような中、現「木更津市第2次地域情報化推進プラン」が令和元年度をもって計画期間が終了することから、引き続き基本構想に掲げる将来都市像「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現をICT（情報通信技術）の効果的な利活用により後押しする観点から、現プランにおける成果や地域の状況等の検証を行った上で、引き続き現プランの基本理念の考え方にある「オーガニックなまちづくり」の推進を図るため、次期プランを策定するものである。

2. 委託業務の概要

本プランは、本市の地域情報化に関する最上位の個別計画として、上位計画の基本構想、基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、「現プラン」及び平成30年3月にオーガニックなまちづくりの推進をICTで支えるため、現プランを補完するプランとして策定した「木更津市地域ICT推進プラン」における取組内容及び成果等を踏まえ、産学官の連携のもと、地域の状況や課題等を把握し、本市の地域情報化推進の基本的な方向性と具体的な施策を明らかにするものとする。

また、市民のライフスタイルの多様化やライフステージの変化に対応するとともに、市民サービスの向上、業務の効率化はもとより、市民の豊かな暮らしの実現や定住交流人口の増加、観光振興等、ICTを活用したまちづくりに引き続き取り組むこととし、IoT、AI、ビッグデータなどの活用により地方創生に向け国が取り組んでいる「Society5.0」の方向性を新たな視点に加え策定するものとする。

なお、計画期間については、社会を取り巻くICT環境の急速な変化が見込まれることから、令和2（2020）年度を初年度に令和4（2022）年度までの3か年とする。

3. 委託業務内容及び成果品

（1）委託業務内容

- ①情報通信技術の動向、国・県の施策の動向把握及び地方公共団体を取り巻くICT環境の変化についての収集・分析等並びに本市情報化の現状把握と分析等について
- ②現状把握調査を踏まえた基本方針の検討・整理等について
- ③具体的な施策展開の検討・整理等について

（2）計画策定までのスケジュール

年 月	市	市議会
令和元年 6 月	第 1 回地域情報化推進本部会議 (策定方針の決定)	
令和元年 8 月	第 1 回地域 ICT 推進会議 (委員会) (取組の方向性の整理)	
令和元年 9 月	第 2 回地域 ICT 推進会議 (委員会) (具体的な施策の検討等)	
令和元年 10 月	第 3 回地域 ICT 推進会議 (委員会) (提言書とりまとめ)	
令和元年 11 月	第 2 回地域情報化推進本部会議 (プラン素案のとりまとめ)	
令和 2 年 1 月	意見公募	総務常任委員会協議会等で説明
令和 2 年 2 月	意見公募等の結果を反映・修正	
令和 2 年 3 月	第 3 回地域情報化推進本部会議 (プラン決定)	総務常任委員会協議会等で報告 ・説明

(3) 委託期間 契約日から令和 2 年 3 月 27 日まで

(4) 成果品 第 3 次地域情報化推進プランを記録した電磁的記録媒体
(DVD-R 等) 1 式

4. 留意点

本業務の受託者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 契約後、速やかに本市の担当者と打合せた上で、作業計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (2) 疑義が生じた場合や緊急事態時には、速やかに本市と協議できる体制を整えること。
- (3) 再度疑義が生じないよう協議内容は記録等を整理しておくこと。
- (4) 業務履行に必要な資料がある場合は可能な限り貸与するが、業務終了後、速やかに返却すること。
- (5) 業務完了後に成果品に誤り又は訂正事項が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し再度提出すること。
- (6) プラン全体の構成・内容等について、本市と調整を図った上で業務を履行すること。
- (7) 国及び県の情報化推進指針等に沿った内容とすること。
- (8) 国、県及び民間における最新の情報化動向等を反映した内容とすること。
- (9) 現行の地域情報化推進プラン及び地域 ICT 推進プランにおける取組の成果や課題を整理し、将来性・拡張性のある内容とすること。
- (10) 本市の地域特性、庁内の情報化の取組み状況等について、ヒアリング実施等の手法

により、最新の状況を把握し、かつ今後の ICT 技術の動向を踏まえながら、庁内関係各課等の意向を整理した内容とすること。

- (11) 具体的な施策展開の検討・整理等に基づく、実現性の高い内容とすること。
- (12) 地域 ICT 推進会議（委員会）に出席し、助言等、事務局の業務支援を行うこと。
- (13) 本市が実施する意見公募等の手続きについて、資料作成等の支援を行うこと。